

入間市都市計画マスタープラン（別冊）
（案）

令和〇年〇月 入間市

入間市都市計画マスタープラン（別冊）について

「入間市都市計画マスタープラン改定版」（平成31年3月策定）について、「第6次入間市総合計画・基本構想」の変更に合わせ、部分的に見直します。

この冊子は、「入間市都市計画マスタープラン改定版」について、部分見直し箇所を「入間市都市計画マスタープラン（別冊）」としてまとめたものです。

計画全体の内容については、平成31年3月策定の「入間市都市計画マスタープラン改定版」をご覧ください。

また、*の注釈部分については、「入間市都市計画マスタープラン改定版」P.114～116の用語集を参照ください。

入間市都市計画マスタープラン変更の概要

変更の理由

本市では、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」の策定にあたり基本構想を変更し、土地利用構想において、圏央道青梅インターチェンジ北側の地域を新たに工業系土地利用推進エリアに位置づけました。当地域の土地利用の推進に向け、土地利用の方針など関連する内容を変更するものです。

変更内容

| No. | 掲載頁 | 項目 | 変更内容 |
|-----|-----|-------------|--|
| 1 | P22 | 将来都市構造の体系 | 1 まちの中心となる拠点の形成に“○圏央道青梅インターチェンジ北側の地域における工業系土地利用を推進します。”の記述を追加しました。 |
| 2 | P23 | 将来都市構造図 | 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域を“工業系土地利用推進エリア”に位置づけました。 |
| 3 | P24 | 拠点・軸の形成方針表 | 表中に“工業系土地利用推進エリア”の記述を追加しました。 |
| 4 | P28 | 土地利用方針表 | 表中に“④工業系土地利用推進エリア”の記述を追加しました。 |
| 5 | P30 | 土地利用方針図 | 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域を“工業系土地利用推進エリア”に位置づけました。 |
| 6 | P74 | 地域整備方針表（金子） | 表中に“⑤工業系土地利用推進エリア”の記述を追加しました。 |
| 7 | P75 | 土地利用方針図（金子） | 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域を“工業系土地利用推進エリア”に位置づけました。 |

2. 将来都市構造

将来都市構造の体系

| | |
|---|---------------|
| 1 | まちの中心となる拠点の形成 |
| 2 | 地域間相互の結びつきの強化 |
| 3 | 快適環境資源の保全・強化 |

本市の地域特性を踏まえ、自然環境との調和に配慮しながら、まちづくりの目標の実現に向け、「まちの中心となる拠点の形成」、「地域間相互の結びつきの強化」、「快適環境資源の保全・強化」を推進することで、都市の強化・充実を図ります。

1 まちの中心となる拠点の形成

- 入間市駅周辺を商業・業務*の中心拠点、また、武蔵工業団地・狭山台工業団地等を工業の中心拠点とし、都市活動を牽引していくための拠点として形成していきます。
- 各鉄道駅や既存の公共施設等を中心とする地区を、地域住民の福祉をはじめ日常生活の利便性を高める様々な機能が集積した生活拠点として形成していきます。
- 圏央道入間インターチェンジ周辺地域を緑との調和に配慮しながら、流通系・商業系・工業系の産業が適正に配置された特定産業系拠点として形成していきます。
- 博物館、市民会館、産業文化センター等を文化の拠点として形成していきます。
- 健康福祉センターを健康づくり支援の拠点として形成していきます。
- 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域における工業系土地利用を推進します。

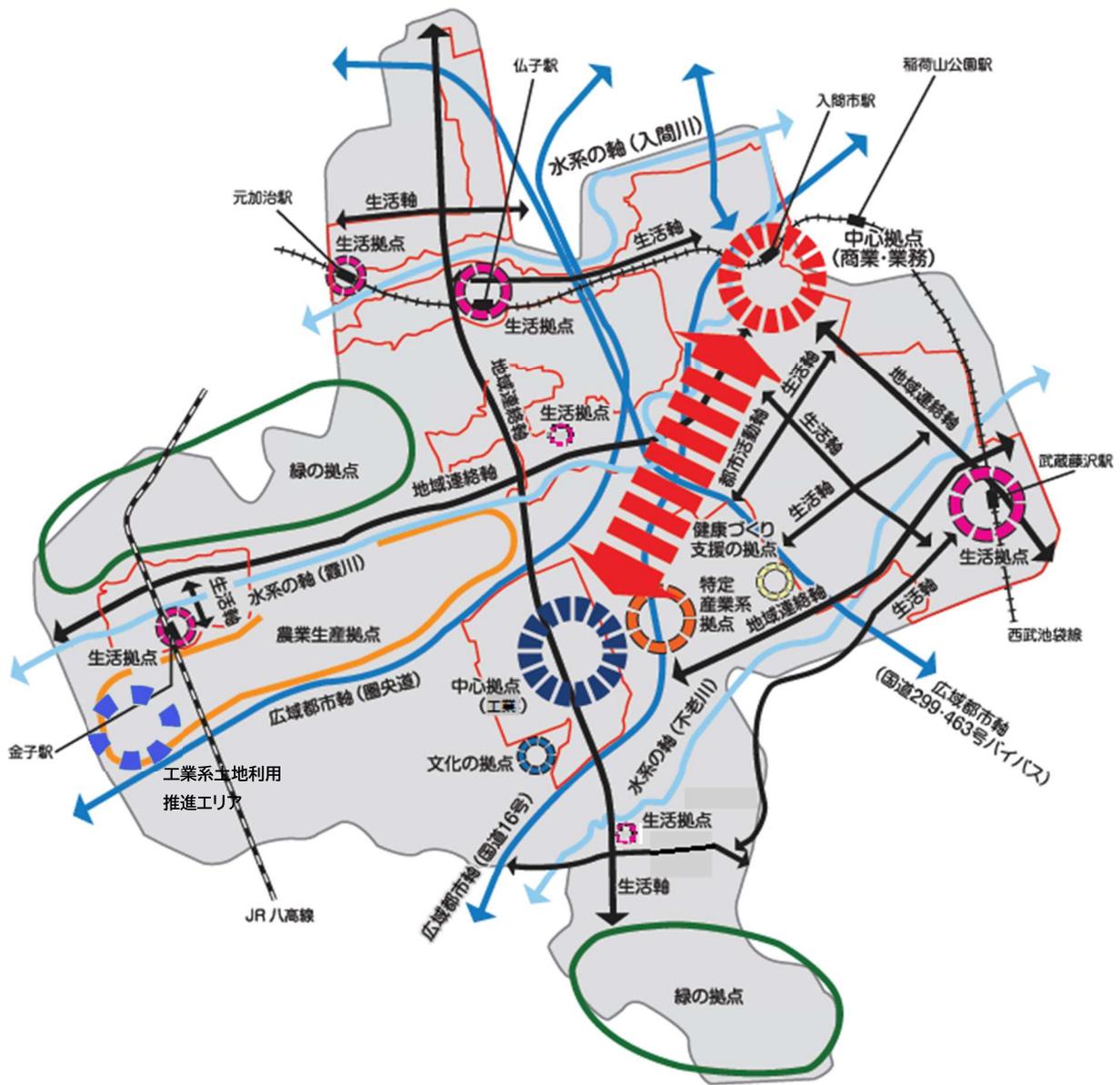
2 地域間相互の結びつきの強化

- 都市活動軸、広域都市軸、地域連絡軸、生活軸を各地域および拠点を結ぶネットワーク軸として、各種機能を相互に連携・補完できるよう強化していきます。

3 快適環境資源の保全・強化

- 加治丘陵および狭山丘陵は貴重な緑であるため、緑の拠点として保全していきます。
- 狭山茶の主産地である本市の金子地区を中心に広がる茶畑等を、農業生産拠点として保全していきます。
- 水系の軸を大規模な緑資源や水資源を有した、快適な生活環境を演出する資源となるよう保全していきます。

将来都市構造図



- | | | | | | |
|---|-------------|---|--------------|---|-------|
|  | 中心拠点(商業・業務) |  | 文化の拠点 |  | 都市活動軸 |
|  | 中心拠点(工業) |  | 特定産業系拠点 |  | 広域都市軸 |
|  | 生活拠点 |  | 健康づくり支援の拠点 |  | 地域連絡軸 |
|  | 緑の拠点 |  | 市街化区域界 |  | 生活軸 |
|  | 農業生産拠点 |  | 工業系土地利用推進エリア |  | 水系の軸 |

拠点・軸の形成方針表

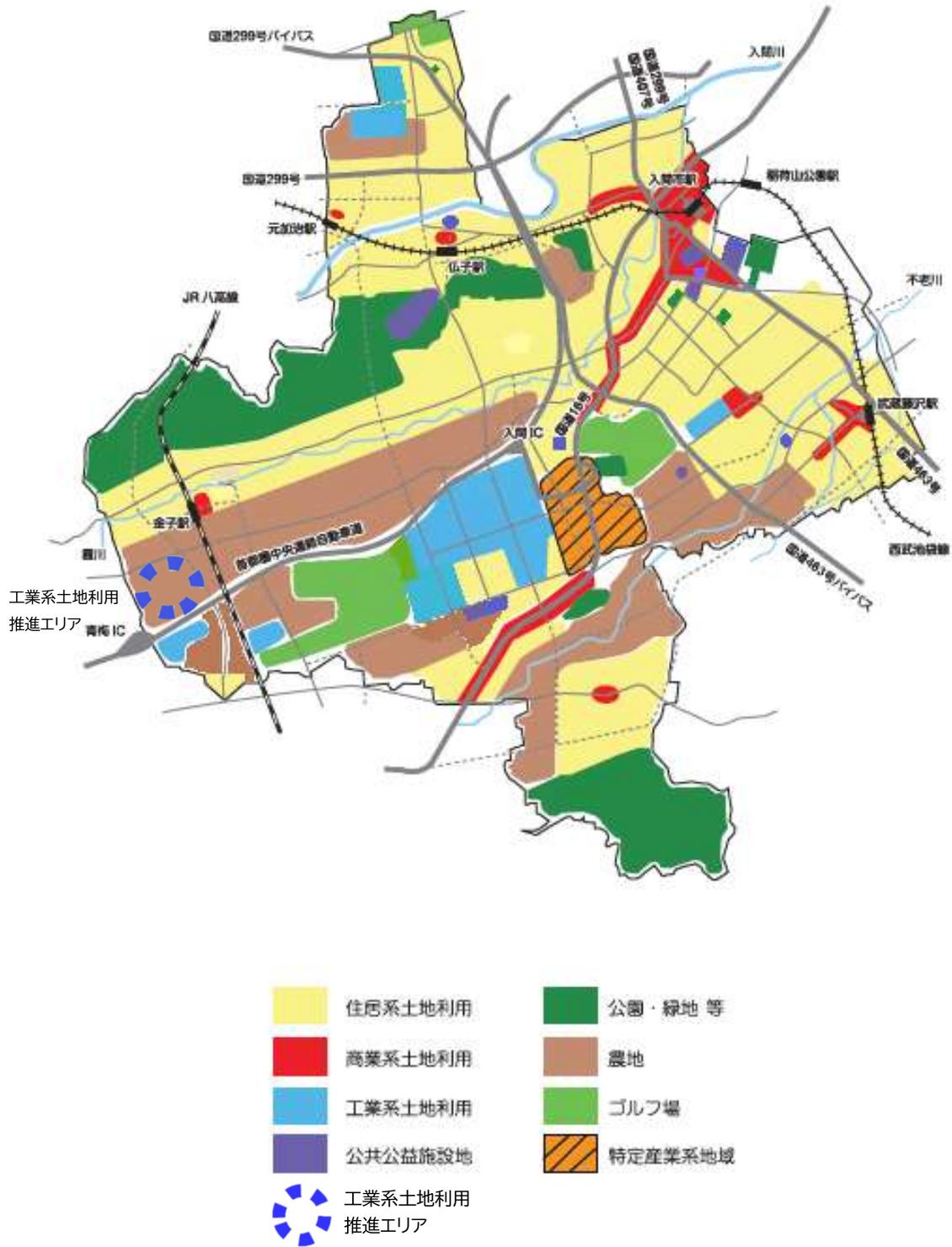
| | 拠点・軸 | 方 策 | 場 所 等 |
|---------------|------------------|---|---|
| まちの中心となる拠点の形成 | 中心拠点 (商業・業務*) | <ul style="list-style-type: none"> ●行政サービス機能、商業・業務*機能の充実を図ります。 ●市の顔としてふさわしい都市基盤の整備・充実を図ります。 ●にぎわいと機能性のある都市の中心拠点として形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●入間市駅周辺地区は、市役所をはじめとする行政機能、大規模店舗等が高度に集積し、市の中心を形成している地区であり、市の顔となる地区です。 |
| | 中心拠点 (工業) | <ul style="list-style-type: none"> ●位置特性を生かした産業基盤の整備・充実を図ります。 ●アクセス道路等の整備を推進します。 ●工業の中心拠点として形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●武蔵工業団地・狭山台工業団地周辺は、物流の大動脈である圏央道や国道16号と連携し、本市の工業の中核を形成する地区として機能しています。今後、圏央道の全線開通等により、工業、物流の拠点としての重要性がさらに増すことが考えられます。 |
| | 生活拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域特性を生かし、住民の日常生活の利便性を高める機能の集積を図ります。 ●各地域に生活拠点の形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市内6地域ごとの各鉄道駅や既存の公共施設等を中心とする地域の生活拠点 ●武蔵藤沢駅周辺、仏子駅周辺、元加治駅周辺、金子駅周辺、東金子支所周辺、宮寺支所周辺 |
| | 特定産業系拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ●緑との調和に配慮しながら流通系・商業系・工業系の産業の適正配置を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●圏央道入間インターチェンジ周辺地域 |
| | 文化の拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化を波及させるための拠点の形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●博物館、市民会館、産業文化センター、文化創造アトリエ アミーゴ、図書館ほか |
| | 健康づくり支援の拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ●「予防は最大の医療」の観点に立ち、市民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを支援していくための拠点の形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●入間市健康福祉センター |
| | 工業系土地利用推進エリア | <ul style="list-style-type: none"> ●圏央道青梅インターチェンジ北側の地域における工業系土地利用を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●圏央道青梅インターチェンジ北側の地域 |
| 地域間相互の結びつきの強化 | 都市活動軸 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市の活動力を増進させ、都市エネルギーを各所に波及させるために、2つの中心拠点を互いに補完し、結びつける軸として形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●県道入間市停車場線、国道463号、武蔵中央通り線（市道幹8号線）、国道16号、狭山ヶ原中央通り線（市道幹38号線） |
| | 広域都市軸 | <ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる地域、都市との間で、人、物の交流を活発化、都市のポテンシャル*増大のため、市内、市外各都市とを連絡する軸として形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市内を通る広域幹線道路 ○圏央道（首都圏中央連絡道路） ○国道16号（新国道線） ○国道299号バイパス（飯能所沢線） ○国道463号バイパス（三ヶ島街道線） ○国道299・407号（黒須中央通り線） |
| | 地域連絡軸 | <ul style="list-style-type: none"> ●各地区間の連携やネットワークの状況により地域間格差が生じる可能性があるため、市内各地域を機能的にネットワークする軸として形成を図ります。 ●特に、東西、南北の十字型の地域連絡を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●○県道青梅・入間線および武蔵中央通り線 ○国道463号（東京街道線） ○金子坂線および金子坂線の南北への延伸による新路線 ○県道川越・入間線（一部 下藤沢線） |
| | 生活軸 | <ul style="list-style-type: none"> ●各拠点や広域都市軸、地域連絡軸を相互に結び、拠点、軸を補完する軸として機能強化を図ります。 ●各地域内における住民活動の主動線として地域内交流等を図るとともに、軸の形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●○国道299号 ○県道富岡・入間線の一部 ○久保稲荷線 ○富士見通り線 ○安川新道線 ○上藤沢・林・宮寺間新設道路 ○県道二本木・飯能線の一部 ○県道所沢・青梅線 |
| 快適環境資源の保全・強化 | 緑の拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ●加治丘陵、狭山丘陵は、里山として恒久的な保全と活用を図ります。 ●本市の豊かさ、美しさを構成する緑の拠点として形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●加治丘陵、狭山丘陵は、都市の環境や景観を演出する重要な要素であるとともに、本市を代表する緑資源です。 ●両丘陵は首都圏近郊緑地保全区域に指定されており、加治丘陵は一部都市計画緑地としても決定されています。 |
| | 農業生産拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ●一団の茶畑を本市の特産物である茶の生産基盤および景観の両面から保全を図ります。 ●本市の農業の生産拠点として形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●金子地区を中心に集団的農地（一団で10ha以上の農地）が存在しています。 ●広大な茶畑はのどかな風景を演出しています。 |
| | 水系の軸 | <ul style="list-style-type: none"> ●水環境資源、親水空間として機能する軸として形成を図ります。 ●快適なまち、豊かなまち、優れた緑と景観を有するまちの形成上で重要なため、保全、整備を関係機関に要請していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●○入間川 ○霞川 ○不老川 |

土地利用方針表

| | 土地利用 | 地区 | 施策 |
|--|--|--|--|
| 計画的な土地利用の推進 | ①商業系土地利用 【主に各駅周辺および 国道16号沿線】 | 入間市駅周辺 | ●商業・業務*機能のより一層の集積とともに、居住機能も合わせた土地の高度利用を図ります。 ●中心市街地の形成を図るため、中心市街地活性化などの取り組みと連携した土地利用を推進します。 |
| | | 武蔵藤沢駅周辺 | ●入間市駅周辺に次ぐ新たな拠点として、都市基盤整備*完了後は、地域の核となる商業・業務機能の立地誘導を図ります。 |
| | | 仏子駅周辺、元加治駅周辺、金子駅周辺、 商業集積が比較的高い路線の沿道 | ●地域の生活拠点として位置づけられ、周辺の居住地域を対象とした日常生活に密着した商業地としての土地利用を図ります。 |
| | | 国道16号沿道 | ●首都圏を環状に連絡し広域的物流の大動脈であるため、ロードサイド型*の店舗をはじめ、サービス、流通等施設の立地を許容します。 |
| | ②特定産業系土地利用 | 圏央道入間インターチェンジ周辺 | ●緑との調和に配慮しながら流通系、商業系あるいは工業系の産業の適正配置を図ります。 |
| | ③工業系土地利用 【工業施設が適度に まとまって立地する地区】 | 狭山台工業団地と武蔵工業団地周辺 | ●狭山台工業団地と武蔵工業団地については、本市の工業の拠点として企業の継続的立地と集積を図ります。 |
| | | 狭山台工業団地の西側、 圏央道入間インターチェンジ南側 | ●工業立地を図るよう努めます。 |
| | | それ以外の工業地 | ●隣接する住宅地の住環境に配慮した施設整備、景観整備を図ります。 |
| ④工業系土地利用推進エリア | 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域 | ●圏央道青梅インターチェンジ北側の地域における工業系土地利用を推進します。 | |
| ⑤住居系土地利用 | 市街化区域*内の住宅地 | ●各々の地域特性や実情に合わせ、生活道路や街区公園等の整備により、良好な居住環境の創出を図ります。 | |
| | 土地区画整理や宅地開発等により、既に良好な住宅市街地として形成されている地区 | ●今後も現在の良好な住環境を維持します。 ●宅地内等のより一層の緑化を推進します。 | |
| | 市街化調整区域*内の住宅地 | ●無秩序な開発等を規制し、良好な居住環境の維持を図るとともに、住みやすさに配慮した土地利用を検討します。 | |
| ⑥公共公益施設地 【高等教育施設、文化施設等が 立地する地区】 | 教育施設地 | ●周辺地域と調和した環境整備等により、優れた教育環境の創出を図ります。 | |
| | 文化施設地 | ●文化の発信拠点、市民の憩いの場、交流の場として充実を図ります。 | |
| | 医療・福祉施設地 | ●市民が心身ともに健康で生きがいのある生活が送れるよう、保険・医療・福祉的機能を合わせ持った場として充実を図ります。 | |
| ⑦公園・緑地・山林等 【加治丘陵、狭山丘陵、県営公園 等の都市基幹公園*、まとまった 平地林】 | 加治丘陵、狭山丘陵 | ●本市のみでなく周辺市町を含めた地域のシンボル資源であり、首都圏近郊緑地保全区域に指定されており、加治丘陵の一部は都市計画緑地としても決定されていることから、後世に引き継ぐ緑の財産として保全と活用を図り、自然とふれあい親しまれる環境の整備を進めます。 ●将来都市構造の緑の拠点となるような土地利用を推進します。 | |
| | 県営彩の森入間公園等 | ●市民の交流の場、くつろぎの場としての機能と、市街地内の快適環境空間としての機能を有する場として維持します。 | |
| | まとまった平地林 | ●市街地にある貴重な緑地を緑の資源として保全に努めます。 | |
| ⑧農地 【茶畑や農用地に指定され まとまりのある農地】 | 金子地区を中心に大規模に広がる茶畑 | ●本市の特産物である茶の生産基盤として、また、本市を特徴づける景観資源として積極的な保全を図ります。 | |
| | まとまりのある農地 | ●農業振興のための土地利用を推進します。 | |

自然資源との共生による土地利用の推進

土地利用方針図



2. 地域整備方針

1 土地利用

自然資源と居住環境が共生し、地域の特性を十分に活かした、主に緑に囲まれた居住地としての土地利用を図ります。

また、加治丘陵や茶畑の保全を図ることで、緑の拠点を形成するとともに、景観にも配慮した土地利用を推進します。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

土地利用整備方針表(金子)

①生活拠点商業地【金子駅前地区】

- 金子駅前地区は、土地利用の方針として地域の实情にあった基盤整備を図ります。
- 金子駅東側の一部区域については、コミュニティセンター、行政サービス施設、共同店舗等の利便施設の誘導を図るべく、公共公益用地としての土地利用を図ります。

②低層住宅地【霞川以南の金子駅周辺の市街化区域*】

- 金子駅周辺地区は、地域のニーズに合った市街地整備を図り、水と緑に囲まれた良好な住宅地として形成します。

③一般住宅地【県道青梅・入間線沿道を中心とした旧来からの住宅地】

- 市街化区域*内の地区は、県道青梅・入間線の沿道地区としてふさわしいサービス施設等の立地を許容しつつ、既存の住宅の居住環境改善と向上を図ります。
- 市街化調整区域内の地区は、無秩序な開発を抑制しつつ、良好な住環境、沿道環境の維持および創出を図ります。

④工業地【圏央道青梅インターチェンジ南側地区、JR八高線東側のミニ工業団地】

- 圏央道青梅インターチェンジ南側地区は、圏央道による広域物流機能の優位性を活かした工業系立地を図ります。ただし、この地区は、隣接市町と協調した整備が必要なことから、青梅市や西多摩郡瑞穂町との調整を図りつつ整備計画を進めます。
- JR八高線東側のミニ工業団地は、周辺の環境に配慮しながら維持を図ります。

⑤工業系土地利用推進エリア【圏央道青梅インターチェンジ北側の地域】

- 圏央道青梅インターチェンジ北側の地域における工業系土地利用を推進します。

⑥公共公益施設地【小・中学校の教育施設、まとめて文化施設が立地する地区】

- 教育施設は、児童・生徒の健全な育成と学力の向上が図られるよう周辺と調和した教育環境の創出に努めます。

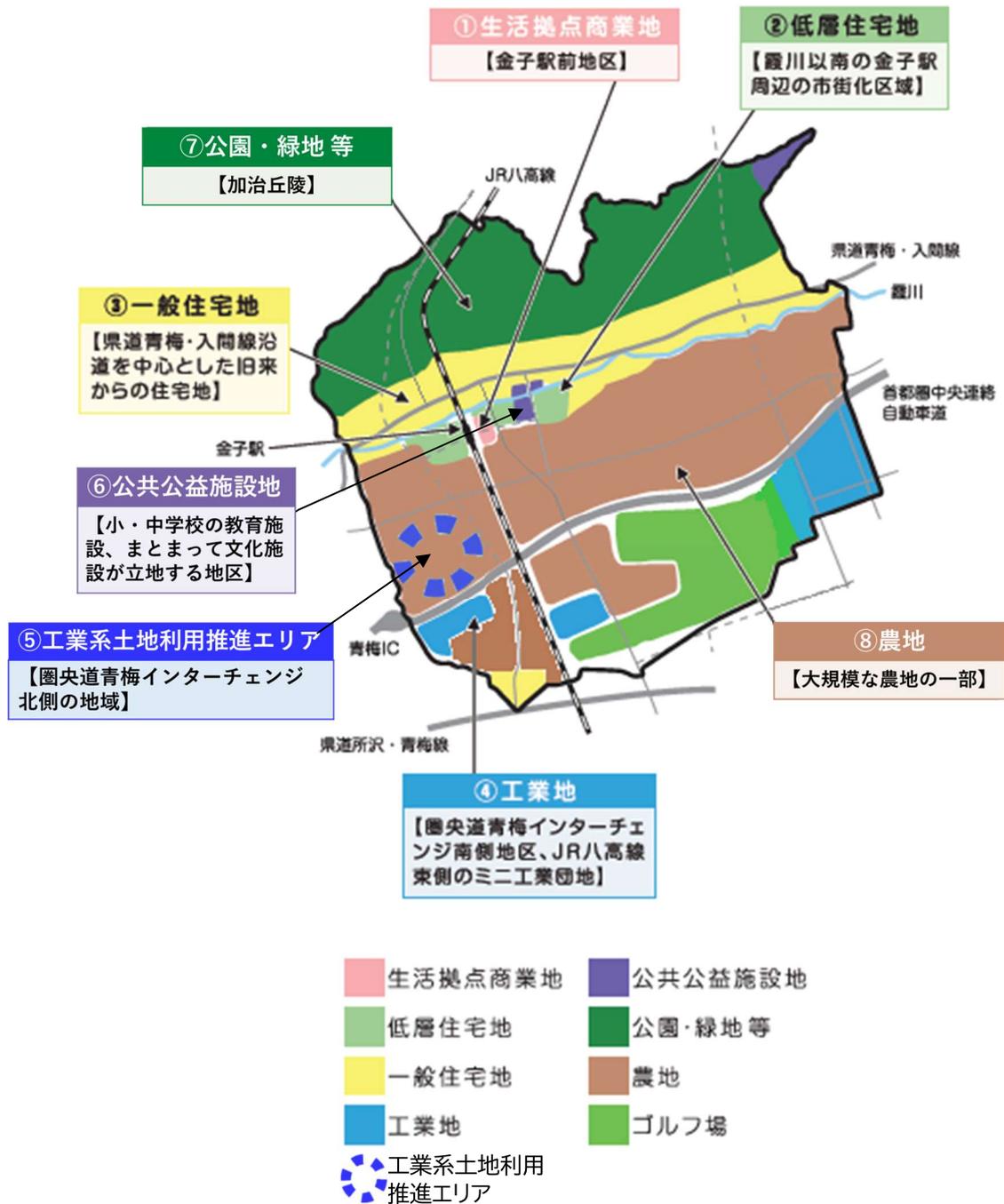
⑦公園・緑地等【加治丘陵】

- 加治丘陵は、入間近郊緑地保全区域に指定されており、また、県のトラスト運動の地域にもなっているため、今後も地域および都市の緑の拠点として保全を図るとともに、自然観察や環境学習の場として活用を図ります。さらに、さとやま自然公園として活用していくため、用地の確保と整備を推進します。

⑧農地【大規模な農地の一部】

- 市街化区域*内の生産緑地地区は、緑の空間として維持し、それ以外の農地は適正な都市的土地利用を図ります。
- 広大な茶畑をはじめとする市街化調整区域内の農地は、生産の場・自然とのふれあいの場として、また、本市の特徴的な景観資源として保全を図ります。

土地利用方針図(金子)



入間市都市計画マスタープラン（別冊）

令和4年〇月発行

発行 埼玉県入間市

編集 都市整備部都市計画課

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

TEL : 04-2964-1111

FAX : 04-2965-0232

入間市公式ホームページ <http://www.city.iruma.saitama.jp/>
